

介護保険事業（支援）計画 ＜参考資料＞

令和元年9月13日
厚生労働省老健局

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、7期指針：平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本指針のポイント

基本指針とは

- 介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

ポイントの概要

1 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

- ・ 介護保険の理念「自立支援・重度化防止」の重要性を追加
- ・ 介護保険制度の立案・運用のPDCAサイクルの推進について新設
- ・ 計画策定時のプロセスに関する記述を具体化する等により充実
- ・ 制度改正を受けて、計画策定後の評価やPDCA推進の重要性を追加
- ・ 制度改正で自治体計画の必須記載事項とされた自立支援・重度化防止に向けた取組と目標の記載を追加
- ・ 都道府県による市町村支援の充実

2 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

- ・ 地域包括ケアシステムの基本的理念との関係や重要性を追記
- ・ 地域福祉計画との調和に関する記述を充実

3 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

- ・ 基本理念に「医療計画との整合性の確保」を新設
- ・ 協議の場を通して都道府県医療計画との整合性を図る重要性を追加

4 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

- ・ 家族支援の充実の重要性に関する項目を追加
- ・ 地域包括支援センターにおける相談機能の充実
- ・ 高齢者虐待の防止の重要性に関する項目を追加

5 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

- ・ 介護離職防止の観点を踏まえたニーズ把握の重要性
- ・ 介護離職の防止に向けた介護支援専門員の資質の向上
- ・ 地域包括支援センターにおける介護離職防止を支えるための相談機能の充実

6 その他

- ・ 地域ケア会議のさらなる推進のための項目の新設、充実
- ・ 市町村も人材確保策について記載するよう推奨

第7期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

三 医療計画との整合性の確保

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

六 介護に取り組む家族等への支援の充実

七 認知症施策の推進

八 高齢者虐待の防止等

九 介護サービス情報の公表

十 効果的・効率的な介護給付の推進

十一 都道府県による市町村支援等

十二 市町村相互間の連携

十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者地域の実態の把握
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 二千二十五年度の推計及び第七期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

- (一)在宅医療・介護連携の推進
- (二)認知症施策の推進
- (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (四)地域ケア会議の推進
- (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携

- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 6 市町村独自事業に関する事項
- 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 二千二十五年度の推計及び第七期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

- (一)在宅医療・介護連携の推進
- (二)認知症施策の推進
- (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (四)地域ケア会議の推進
- (五)介護予防の推進
- (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携

- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 介護サービス情報の公表に関する事項
- 6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第四 指針の見直し

別表

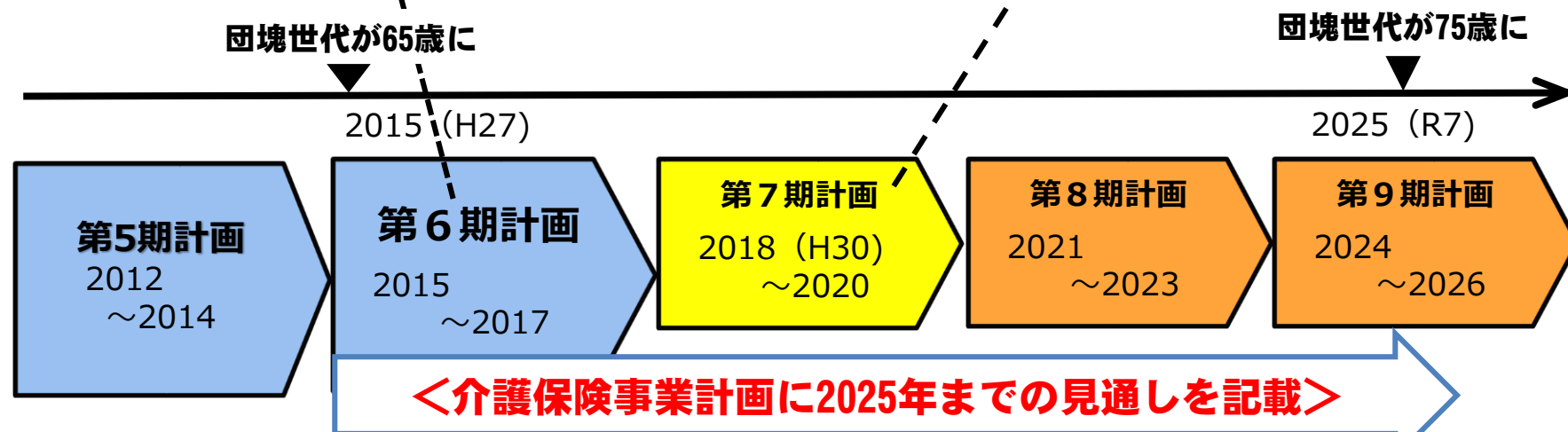
第6期及び第7期介護保険事業計画の改正点

第6期計画の改正点

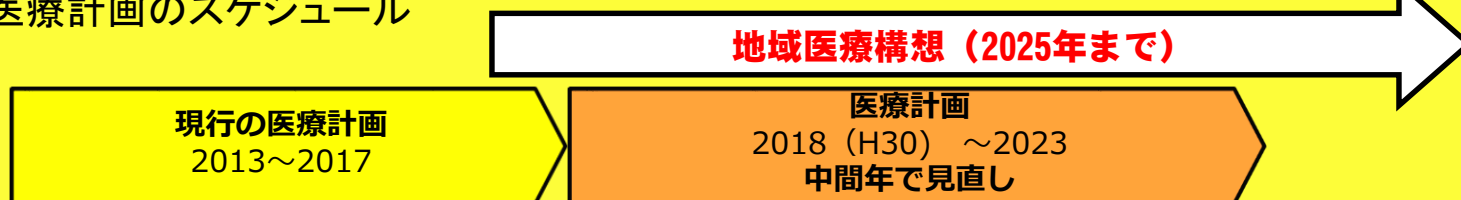
- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。

第7期計画の改正点

- 介護保険の理念である高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた各市町村の取組を推進するため、実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成すること。
- 平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致となる医療計画との整合性の更なる確保。
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備。



(参考) 医療計画のスケジュール



第7期介護保険事業計画等の全国集計（概要）

○第1号被保険者数

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度
3,475万人	3,508万人	3,541万人	3,572万人	3,610万人

○第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度
629万人	647万人	665万人	683万人	771万人

○第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合

平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和7(2025)年度
18.1%	18.4%	18.8%	19.1%	21.4%

※1）2017年度の数値は、介護保険事業状況報告（平成29年12月分）の平成29年12月末時点の数値である。

※2）2018年度～2020年度、2025年度の数値は、第7期介護保険事業計画について集計した数値である。

第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

平成29(2017)年度
実績値 ※1

令和2(2020)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

在宅介護	343 万人		378 万人	(10%増)	427 万人	(24%増)
うちホームヘルプ	110 万人		122 万人	(11%増)	138 万人	(26%増)
うちデイサービス	218 万人		244 万人	(12%増)	280 万人	(28%増)
うちショートステイ	39 万人		43 万人	(9%増)	48 万人	(23%増)
うち訪問看護	48 万人		59 万人	(22%増)	71 万人	(47%増)
うち小規模多機能	10 万人		14 万人	(32%増)	16 万人	(55%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	1.9 万人		3.5 万人	(84%増)	4.6 万人	(144%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	0.8 万人		2.1 万人	(172%増)	2.9 万人	(264%増)
居住系サービス	43 万人		50 万人	(17%増)	57 万人	(34%増)
特定施設入居者生活介護	23 万人		28 万人	(21%増)	32 万人	(41%増)
認知症高齢者グループホーム	20 万人		22 万人	(13%増)	25 万人	(26%増)
介護施設	99 万人		109 万人	(10%増)	121 万人	(22%増)
特養	59 万人		65 万人	(11%増)	73 万人	(25%増)
老健	36 万人		38 万人	(6%増)	41 万人	(17%増)
介護療養等	5.0 万人		5.5 万人	(10%増)	6.4 万人	(28%増)

※1) 2017年度の数値は介護保険事業状況報告(平成29年12月月報)による数値で、平成29年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、便宜上、同報の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

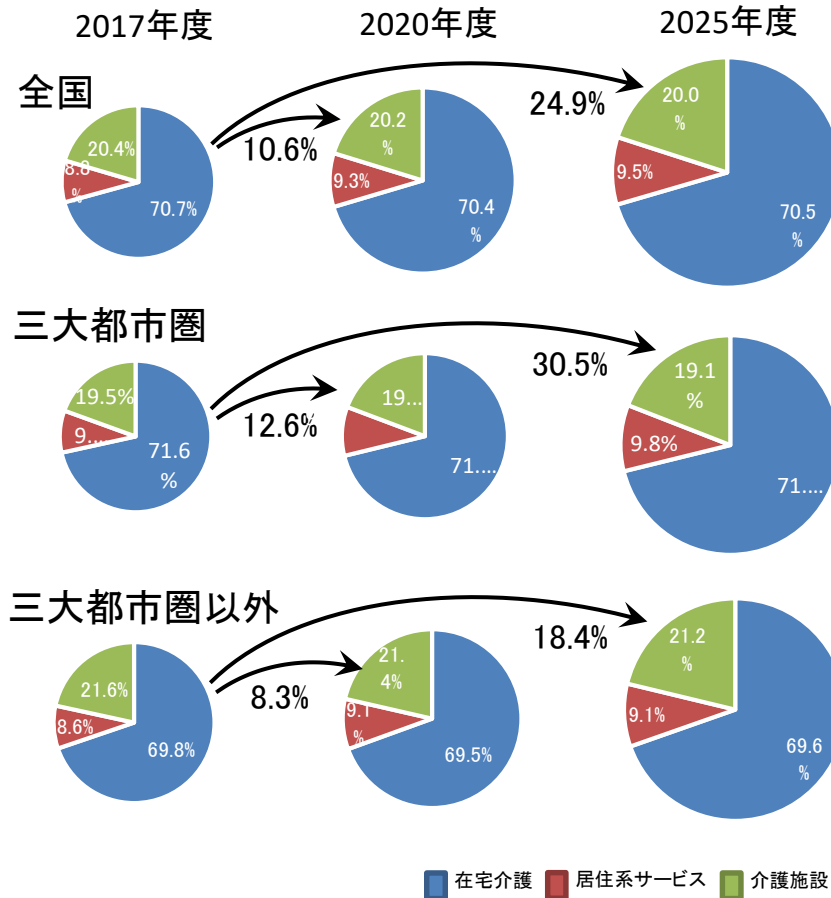
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は、119万人)、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。デイサービスは通所介護(予防給付、総合事業への移行分は含まない。なお、予防給付を含んだ場合は229万人)、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。ショートステイは、短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。)の合計値。居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 令和2(2020)年度及び令和7(2025)年度の数値は、全国の保険者が作成した第7期介護保険事業計画における推計値を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

地域別の介護サービス量見込み

- 第7期介護保険事業計画において、2020年度までに介護施設で約10%増（約10万人分）、居住系サービスで約17%増（約7万人分）、在宅サービスで約10%増（約35万人分）の整備を見込んでいる。また、2025年度に向けて、施設：22万人分、居住系：14万人分、在宅：84万人分の整備を見込んでいる。
- このうち、三大都市圏では、2020年度、2025年度に向けて、いずれのサービスも大きく増加するが、特に居住系サービスの増加が大きい。
※ 施設+11.5%、+28.0%、在宅+12.0%、+29.8%、居住系+19.7%、41.9%



全国	17年度	20年度	25年度 (人)
在宅介護	343万	378万 (+10.1%)	427万 (+24.5%)
居住系サービス	43万	50万 (+17.3%)	57万 (+34.5%)
介護施設	99万	109万 (+9.5%)	121万 (+22.3%)
合計	485万	536万 (+10.6%)	606万 (+24.9%)

※()内は対17年度比

三大都市圏	17年度	20年度	25年度 (人)
在宅介護	186万	209万 (+12.0%)	242万 (+29.8%)
居住系サービス	23万	28万 (+19.7%)	33万 (+41.9%)
介護施設	51万	57万 (+11.5%)	65万 (+28.0%)
合計	260万	293万 (+12.6%)	340万 (+30.5%)

合計内訳	首都圏	138万	157万 (+13.6%)	184万 (+33.3%)
	中京圏	38万	43万 (+11.1%)	49万 (+26.8%)
	近畿圏	84万	94万 (+11.6%)	107万 (+27.7%)

※()内は対17年度比

三大都市圏以外	17年度	20年度	25年度 (人)
在宅介護	157万	169万 (+7.8%)	185万 (+18.1%)
居住系サービス	19万	22万 (+14.5%)	24万 (+25.5%)
介護施設	48万	52万 (+7.4%)	56万 (+16.4%)
合計	224万	243万 (+8.3%)	266万 (+18.4%)

※()内は対17年度比

注)端数処理のため合計は一致しない

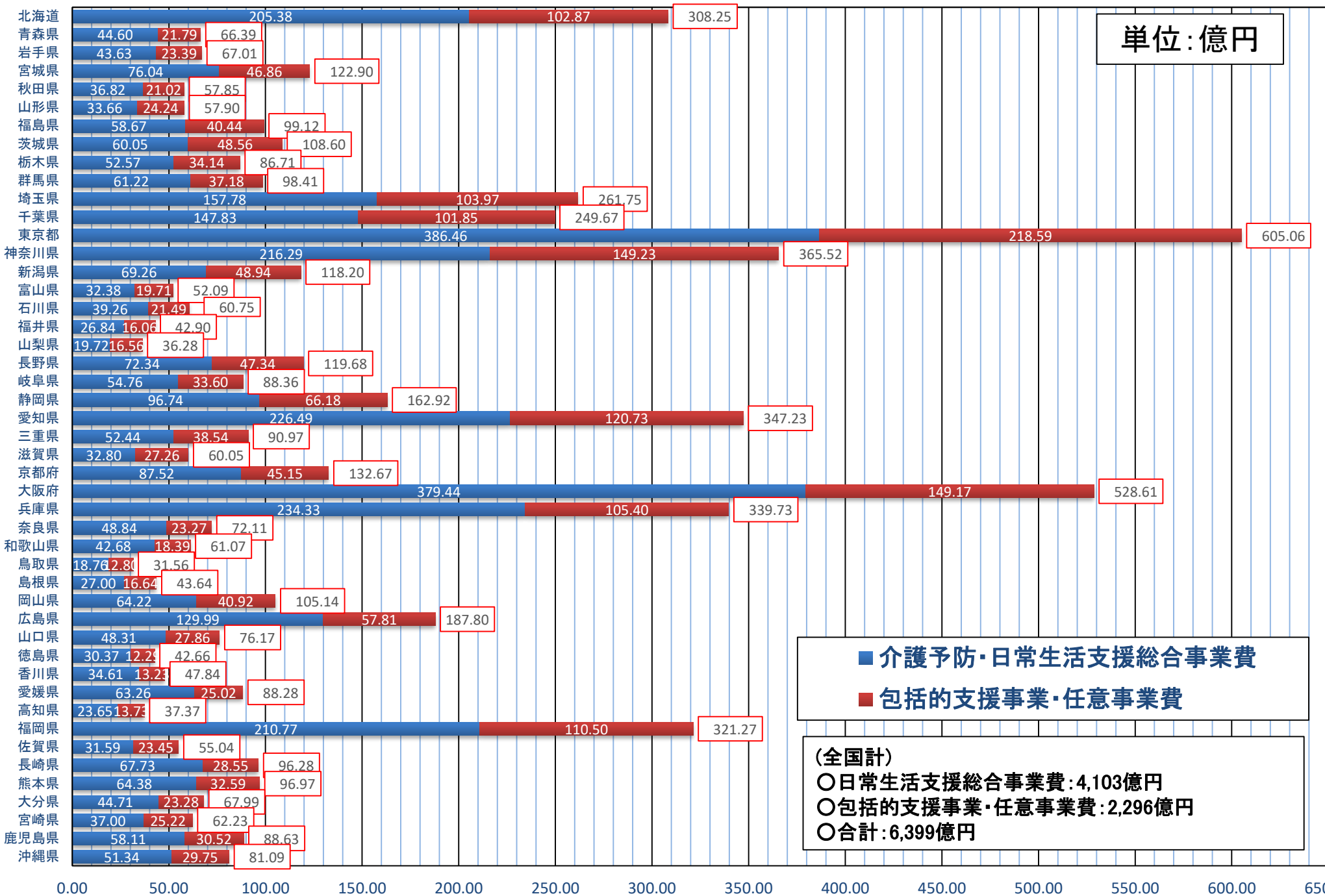
(注)「首都圏」は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の合計。「中京圏」は岐阜県、愛知県、三重県の合計。「近畿圏」は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の合計。

第7期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

(人)

都道府県	平成29（2017）年度			令和2（2020）年度			令和7（2025）年度		
	在宅介護	居住系サービス	介護施設	在宅介護	居住系サービス	介護施設	在宅介護	居住系サービス	介護施設
北海道	154,695	27,412	44,810	171,427	31,285	49,104	198,130	33,939	54,412
青森県	45,038	5,567	12,380	46,901	6,010	13,128	49,214	6,322	13,758
岩手県	43,093	3,372	14,714	45,666	4,039	16,083	48,288	4,343	16,866
宮城県	60,978	6,413	18,358	65,694	7,441	21,153	72,995	7,943	23,242
秋田県	39,445	4,701	13,102	44,766	5,721	13,927	48,269	6,283	14,187
山形県	36,331	3,538	13,410	39,075	4,117	14,235	39,901	4,454	14,975
福島県	57,937	5,849	19,213	63,719	7,483	21,300	69,047	8,403	23,361
茨城県	65,974	6,700	25,376	75,229	7,771	28,312	84,342	8,895	32,126
栃木県	47,377	4,447	15,171	52,137	5,413	16,834	59,128	6,278	19,130
群馬県	54,041	5,382	17,495	58,871	6,325	19,429	65,410	7,088	22,045
埼玉県	145,950	21,284	45,515	164,814	28,289	52,967	196,908	35,997	67,041
千葉県	134,893	17,013	39,092	157,622	20,262	44,924	186,466	24,938	55,114
東京都	288,736	54,292	74,710	323,088	65,036	83,801	369,218	78,282	96,312
神奈川県	194,273	34,420	53,801	221,130	40,153	58,937	272,480	47,206	65,501
新潟県	73,588	6,647	28,959	78,916	7,768	31,117	83,295	8,978	33,143
富山県	34,984	2,470	11,847	39,577	3,131	12,655	42,203	3,445	14,515
石川県	30,996	4,214	11,717	31,596	4,781	12,203	34,346	5,533	14,008
福井県	23,893	2,022	8,646	25,408	2,449	8,989	26,887	2,750	9,094
山梨県	23,559	1,432	7,772	25,493	1,563	8,467	26,778	1,724	9,294
長野県	65,297	6,981	21,207	69,740	8,371	22,575	73,868	9,696	24,532
岐阜県	55,524	5,658	17,436	60,157	6,369	18,903	66,031	7,094	21,294
静岡県	96,648	11,448	31,965	105,259	13,428	33,889	120,359	16,069	37,648
愛知県	166,479	18,238	44,762	188,245	20,326	49,265	221,127	23,552	57,353
三重県	54,343	4,806	16,790	60,245	5,363	17,873	65,596	5,788	19,220
滋賀県	37,035	2,655	9,571	43,073	3,139	11,047	50,249	3,555	11,572
京都府	82,244	6,656	22,447	91,923	8,239	24,049	105,934	9,288	26,955
大阪府	273,808	25,508	54,438	305,579	30,909	62,448	355,567	36,210	68,438
兵庫県	163,683	17,723	40,889	172,828	21,466	44,623	197,385	25,104	50,413
奈良県	37,705	4,525	11,464	45,317	5,638	12,717	51,591	7,007	15,187
和歌山県	38,144	3,107	9,967	42,042	3,614	10,482	44,552	3,875	11,478
鳥取県	18,712	2,140	6,323	19,276	2,553	6,625	19,915	2,874	6,999
島根県	27,359	3,682	8,599	28,571	4,157	8,942	30,198	4,337	9,413
岡山県	60,748	9,536	18,440	63,093	10,591	19,680	69,714	11,358	20,536
広島県	89,760	10,656	23,025	91,709	11,867	25,406	101,035	12,830	27,945
山口県	47,203	4,992	14,150	51,789	5,418	15,028	57,281	5,835	15,677
徳島県	26,126	2,506	8,612	28,876	2,707	8,978	31,402	2,766	9,858
香川県	32,280	3,492	9,600	35,023	3,848	10,384	38,968	4,083	10,902
愛媛県	49,449	8,091	13,111	53,680	8,919	14,080	57,743	9,073	14,256
高知県	21,824	3,795	8,202	22,804	4,222	8,728	23,773	4,411	8,896
福岡県	135,606	20,034	39,567	149,030	22,466	43,176	169,672	25,397	48,712
佐賀県	25,830	3,217	6,829	27,767	3,677	7,180	29,602	3,897	7,368
長崎県	47,300	7,194	12,708	49,681	7,893	13,394	54,959	8,713	15,597
熊本県	62,275	5,265	17,538	69,391	6,043	18,359	72,345	6,692	20,558
大分県	38,818	3,577	10,951	40,369	4,333	11,436	44,206	4,667	11,784
宮崎県	33,710	4,424	9,807	37,490	5,051	10,232	40,997	5,545	10,557
鹿児島県	51,986	7,772	17,841	56,155	8,397	18,851	60,675	8,580	19,445
沖縄県	33,602	2,355	8,959	35,135	3,211	9,665	40,236	3,412	11,967
全国計	3,429,279	427,208	991,286	3,775,376	501,252	1,085,580	4,268,285	574,509	1,212,684

第7期介護保険事業支援計画における令和2年度地域支援事業の量（費用）の見込み



保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

データに
基づく
地域課題
の分析

取組内容・
目標の計画
への記載

保険者機能の発揮・向上（取組内容）

- ・リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施
- ・保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援等

適切な指標に
よる実績評価

- ・要介護状態の維持・改善度合い
- ・地域ケア会議の開催状況等

インセンティブ

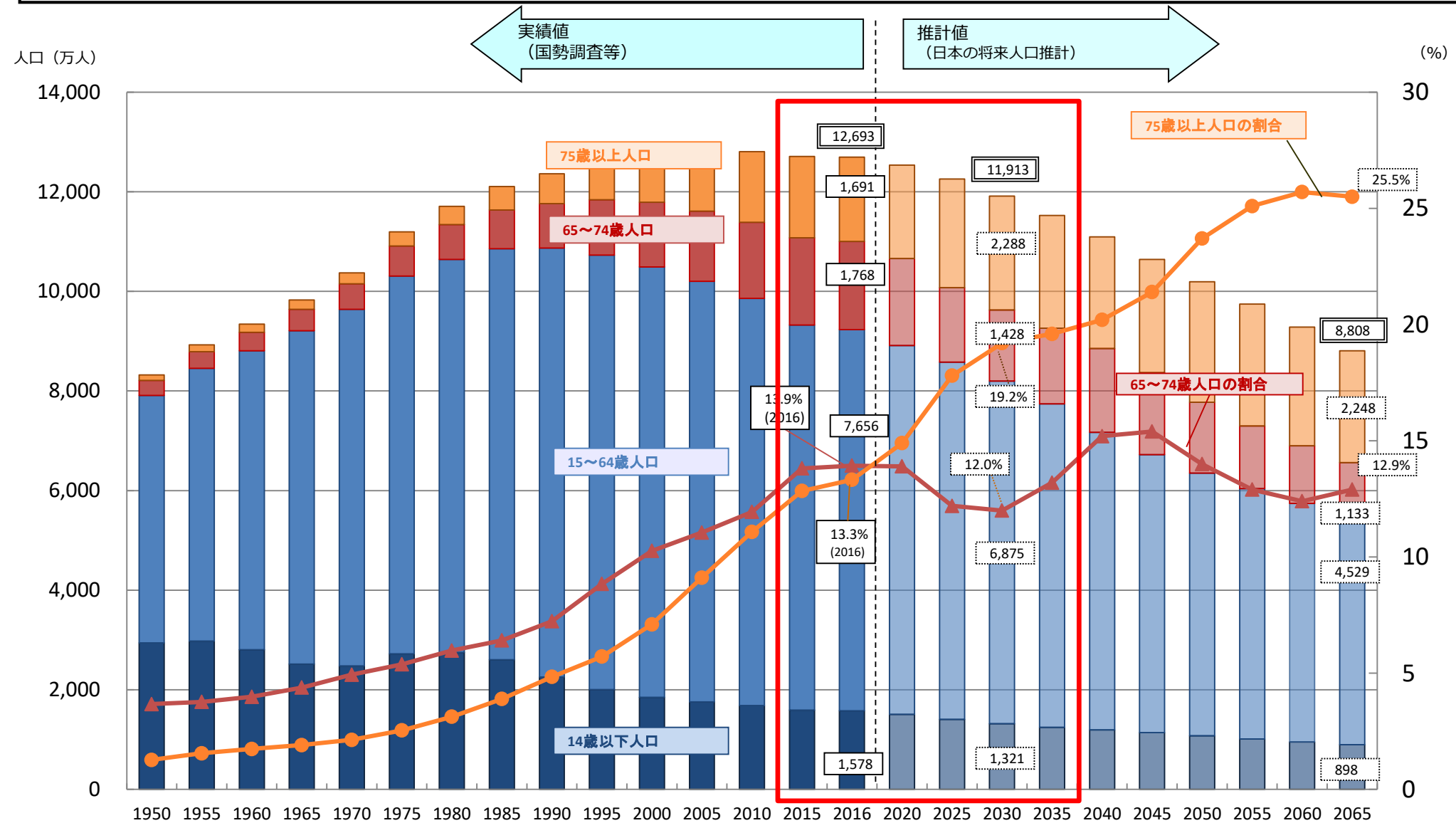
- ・結果の公表
- ・財政的インセンティブ付与

国による
分析支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

総人口の推移

○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。

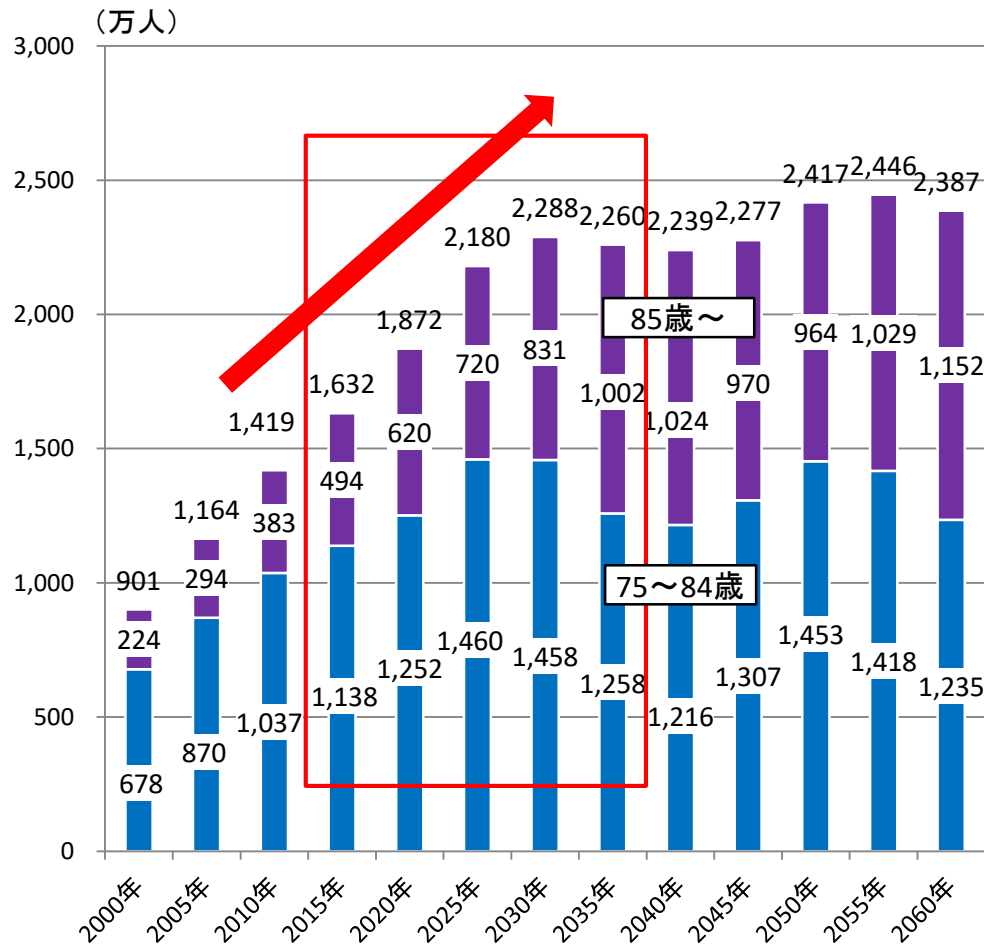


資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

今後の介護保険をとりまく状況(1)

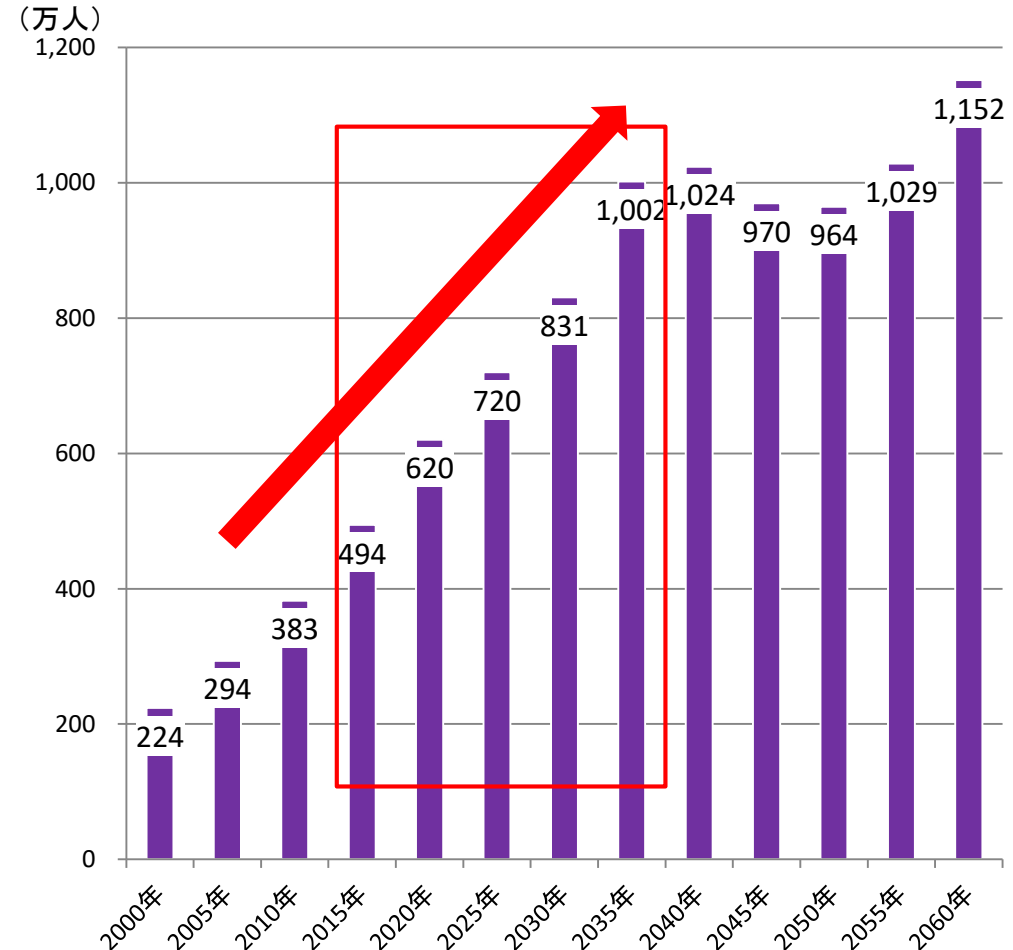
75歳以上の人口の推移

○ 75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

○ 85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

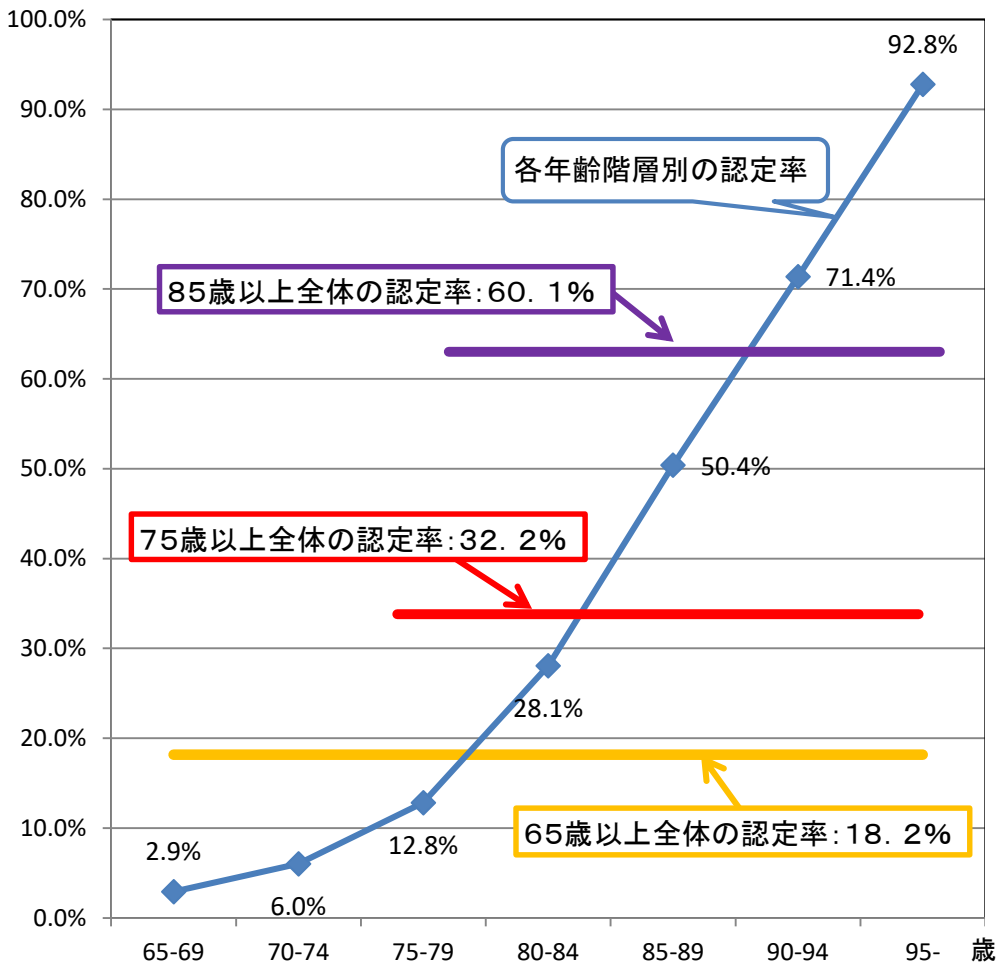


(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

今後の介護保険をとりまく状況(2)

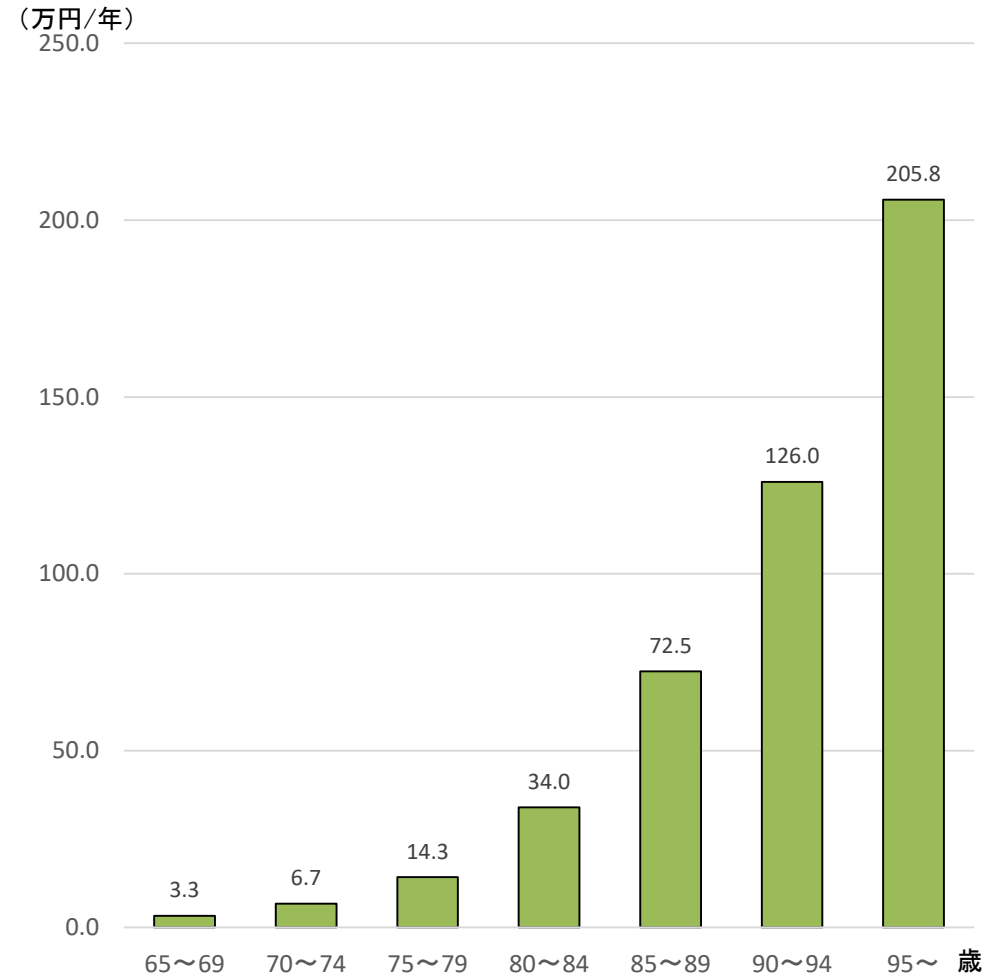
年齢階級別の要介護認定率の推移

○ 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に85歳以上で上昇。



人口1人当たりの介護給付費(年齢階級別)

○ 一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。



出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分)

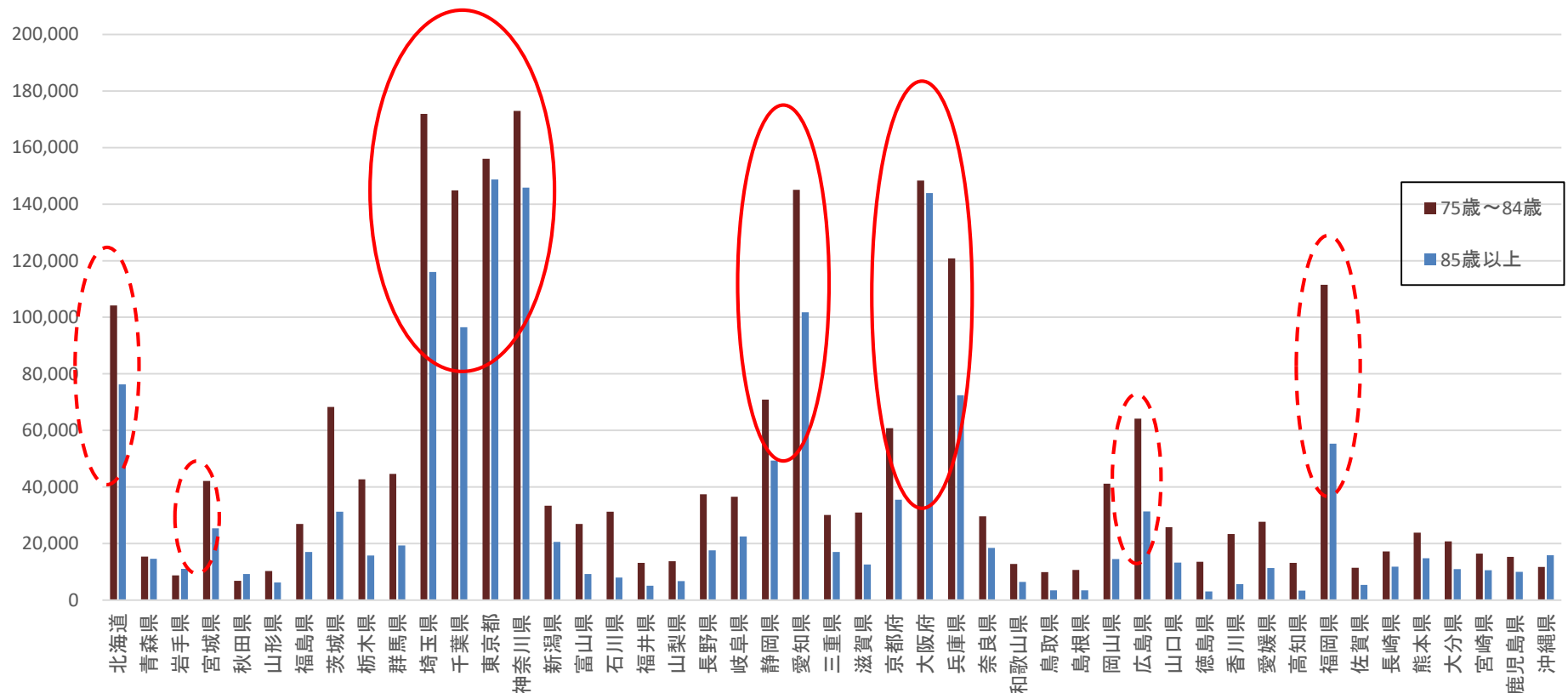
出典: 平成29年度「介護給付費等実態調査」を元に老健局で推計
 注) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。

補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

都道府県別の高齢化の状況(高齢者の増加数)

- 75～84歳、85歳以上人口は、2025年にかけて全ての都道府県において増加する。また岩手県、秋田県、沖縄県を除く全ての都道府県において、75～84歳の人口の増加が85歳以上を上回る。
- これらの年齢層の人口の増加は東京、愛知、大阪圏において特に大きく、各地方の中心地域においても大きい。

75～84歳、85歳以上人口の2018年から2025年の増加数

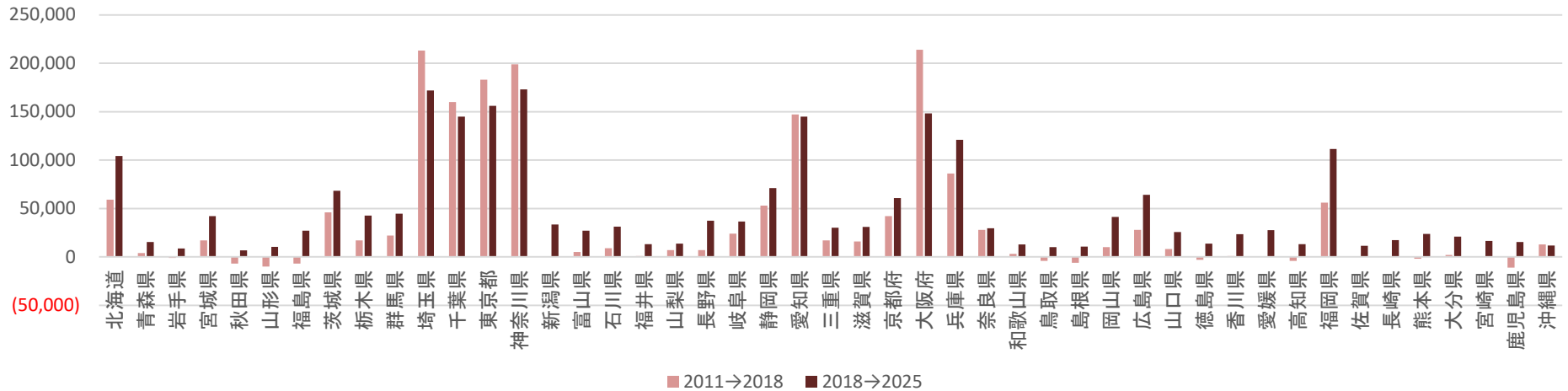


※ 「日本の地域別将来推計人口」（社会保障・人口問題研究所）（平成30年推計）及び「人口推計」（総務省統計局）より作成。

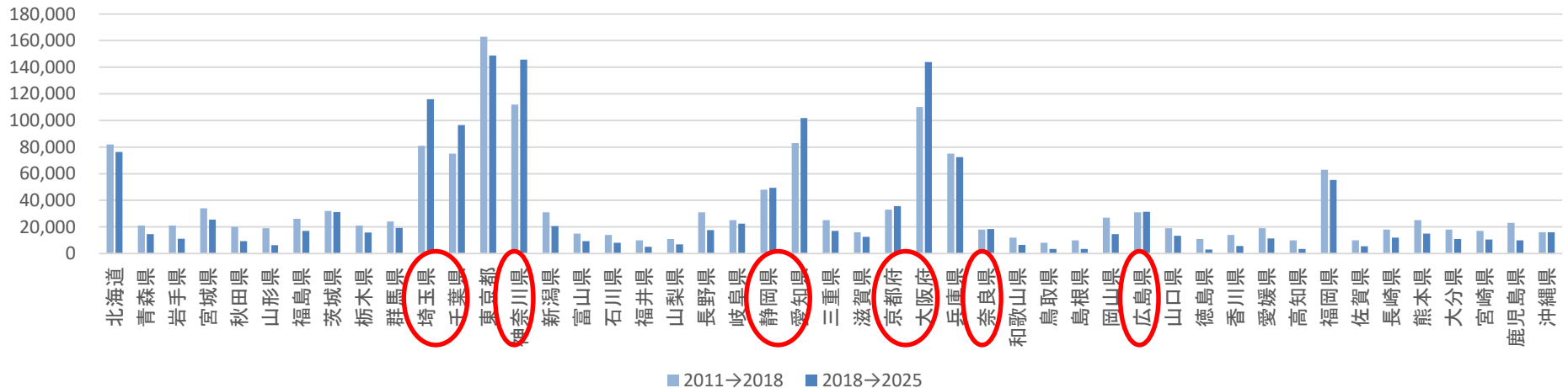
都道府県別の高齢化の状況(高齢者の増加数)

2011年から2018年、2018年から2025年に掛けて

75～84歳



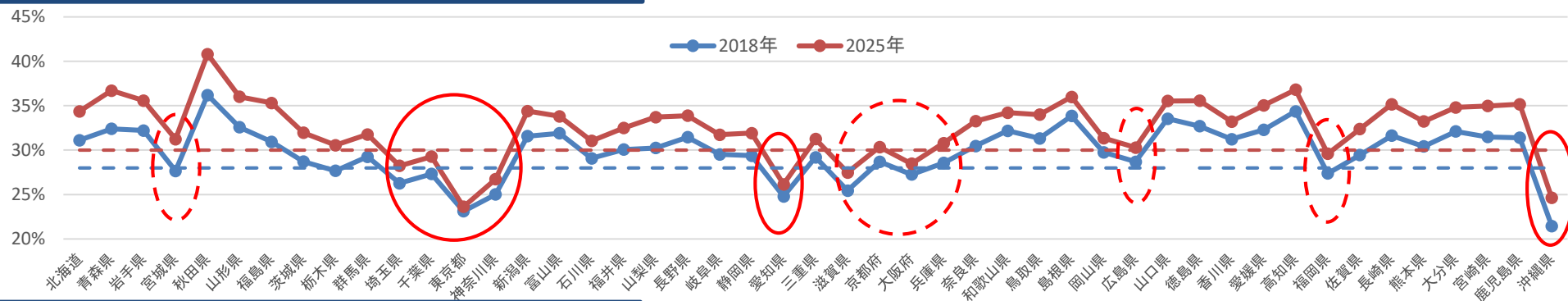
85歳以上



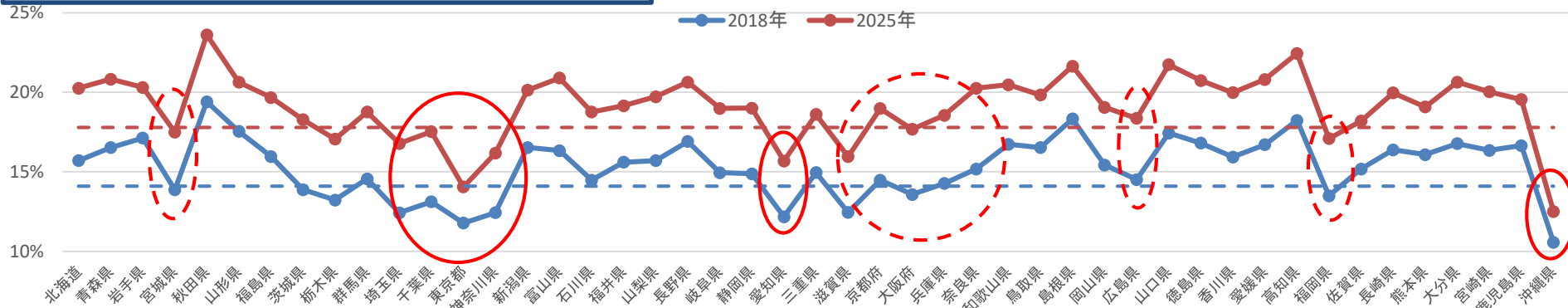
※ 「日本の地域別将来推計人口」(社会保障・人口問題研究所)(平成30年推計)及び「人口推計」(総務省統計局)より作成。

都道府県別の高齢化の状況(総人口に占める高齢者の割合の変化)

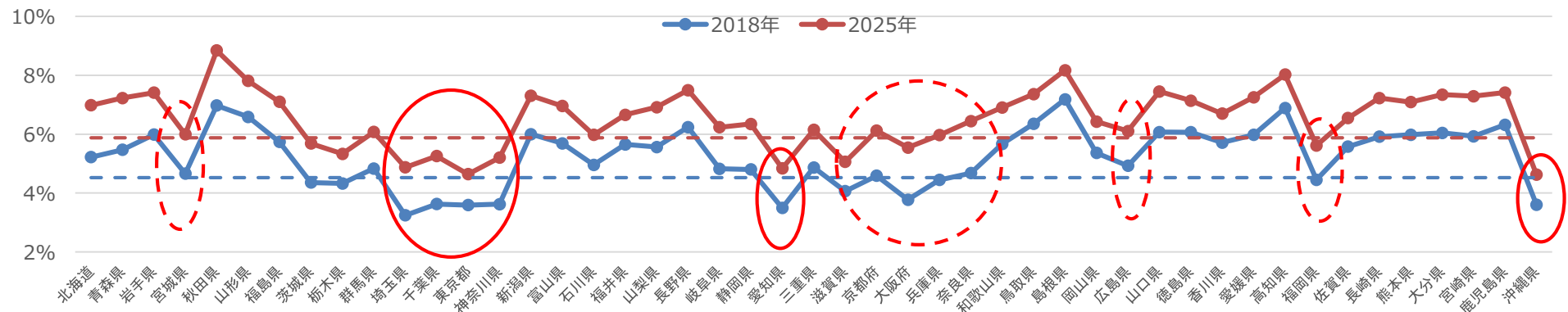
(1) 総人口に占める65歳以上の割合の推移



(2) 総人口に占める75歳以上の割合の推移



(3) 総人口に占める85歳以上の割合の推移



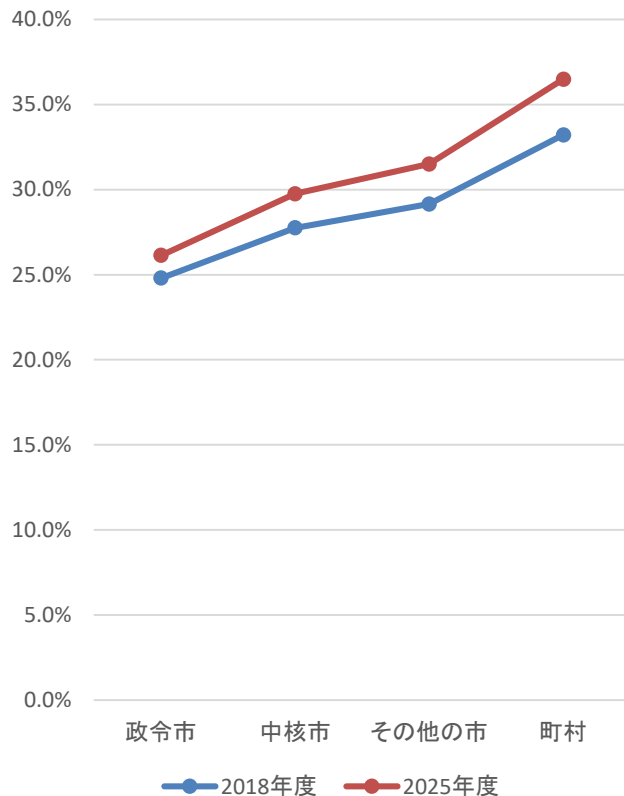
※点線は全国平均

※ 「日本の地域別将来推計人口」(社会保障・人口問題研究所)(平成30年推計)及び「人口推計」(総務省統計局)より作成。

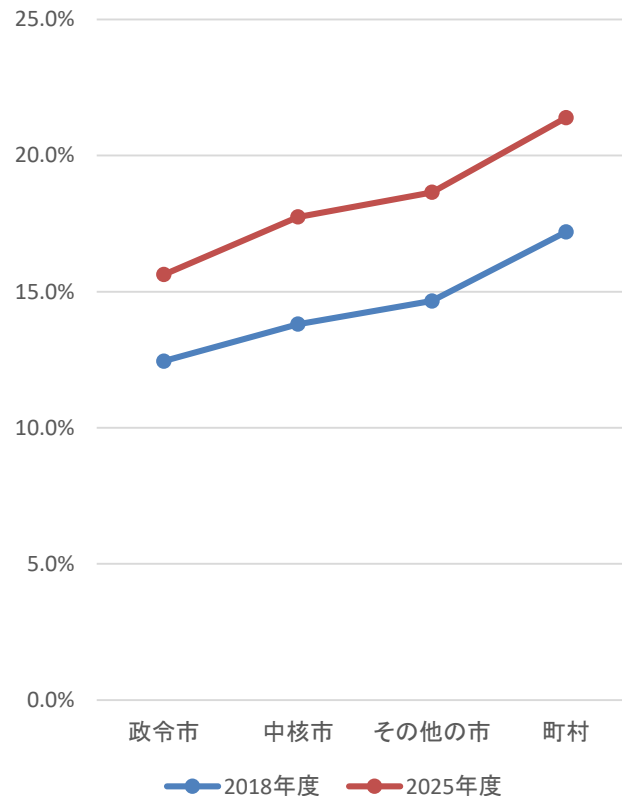
保険者の人口規模別の高齢化の状況(総人口に占める高齢者等の割合)

○ 総人口に占める一定の年齢以上の人口割合は、保険者の人口規模に関わらず上昇。規模の小さい自治体においては、大きい自治体に比べてさらに高齢化等の割合が高くなる。

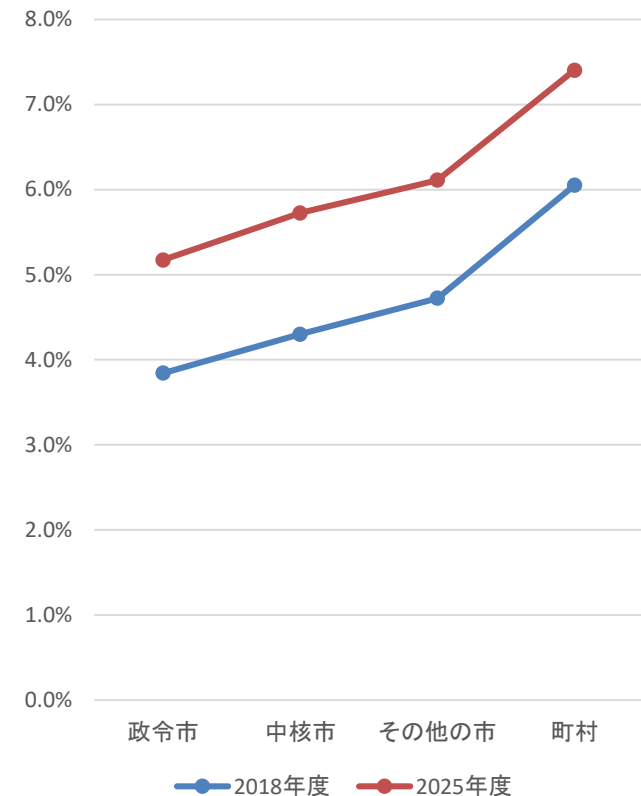
65歳以上



75歳以上



85歳以上

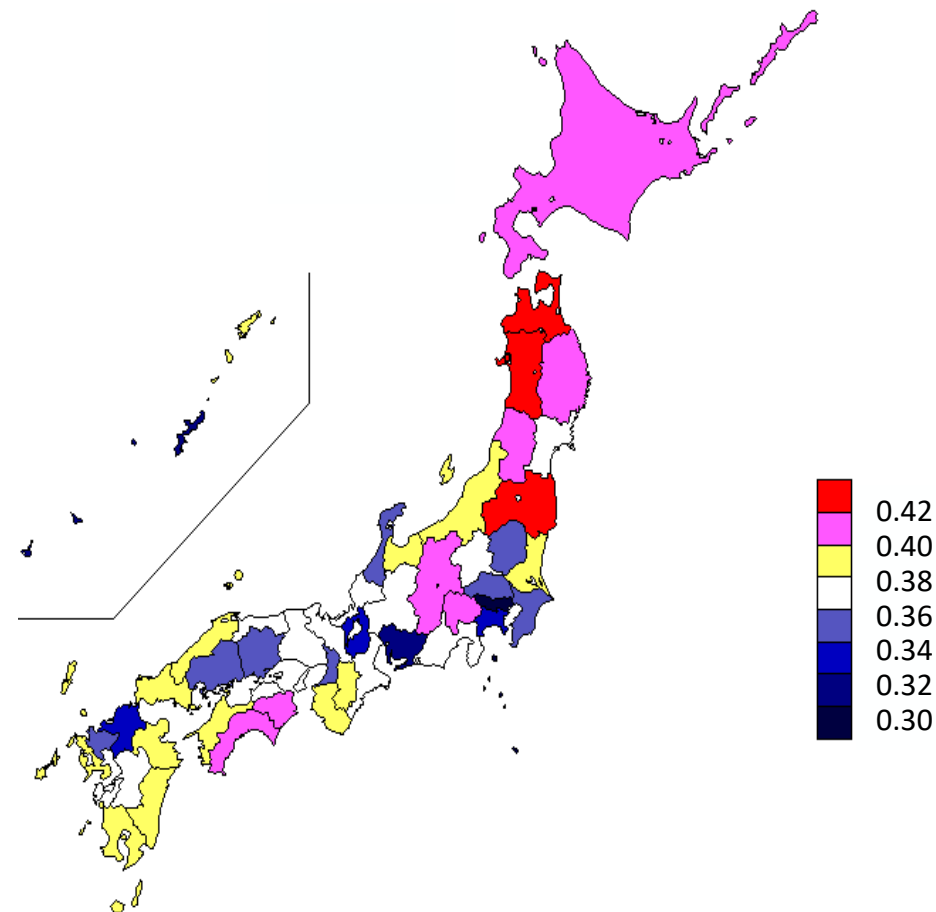
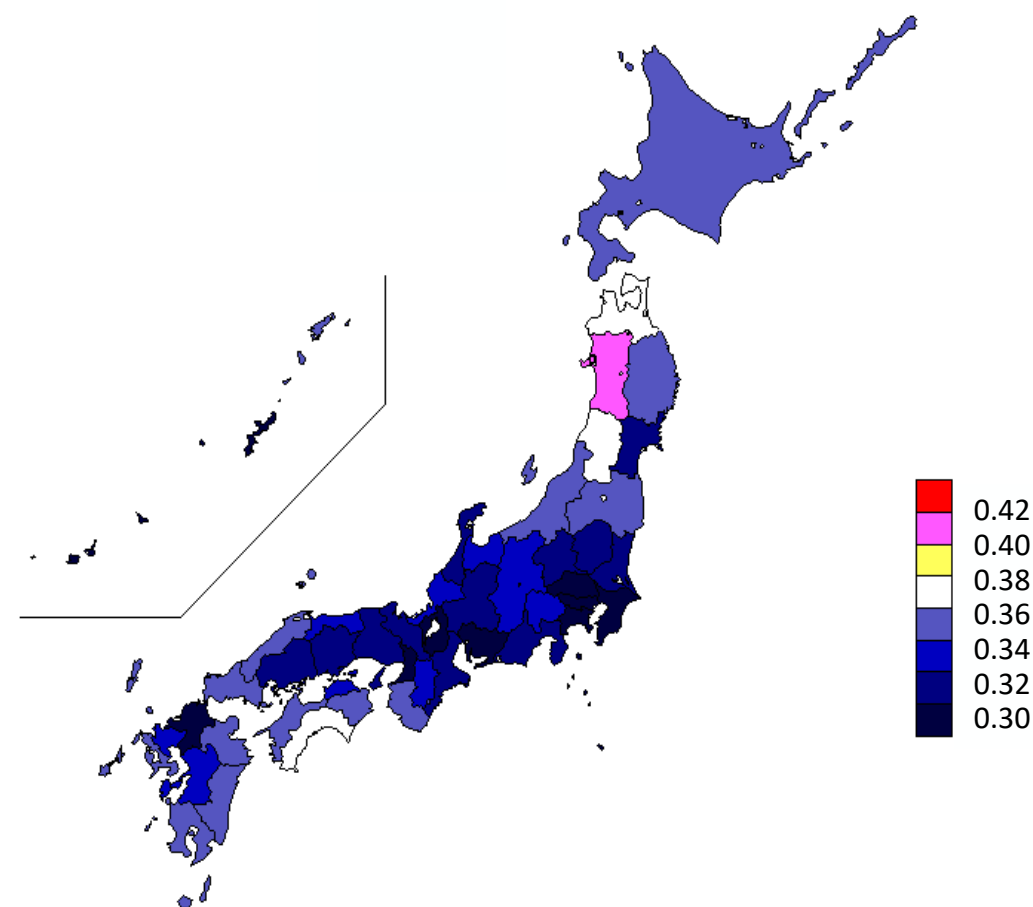


※ 「日本の地域別将来推計人口」(社会保障・人口問題研究所)(平成30年推計)より作成。なお、広域連合及び福島県内の保険者を除いている。

総人口における65歳以上の割合

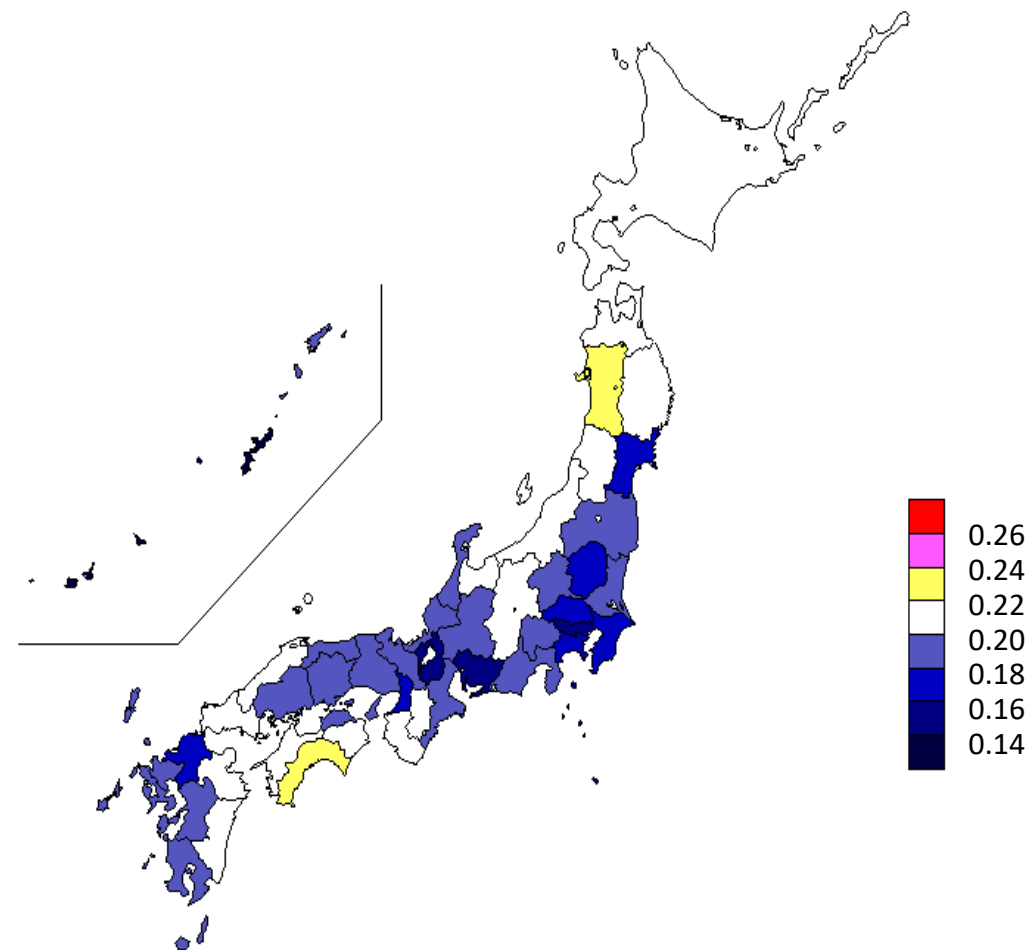
2025年

2040年

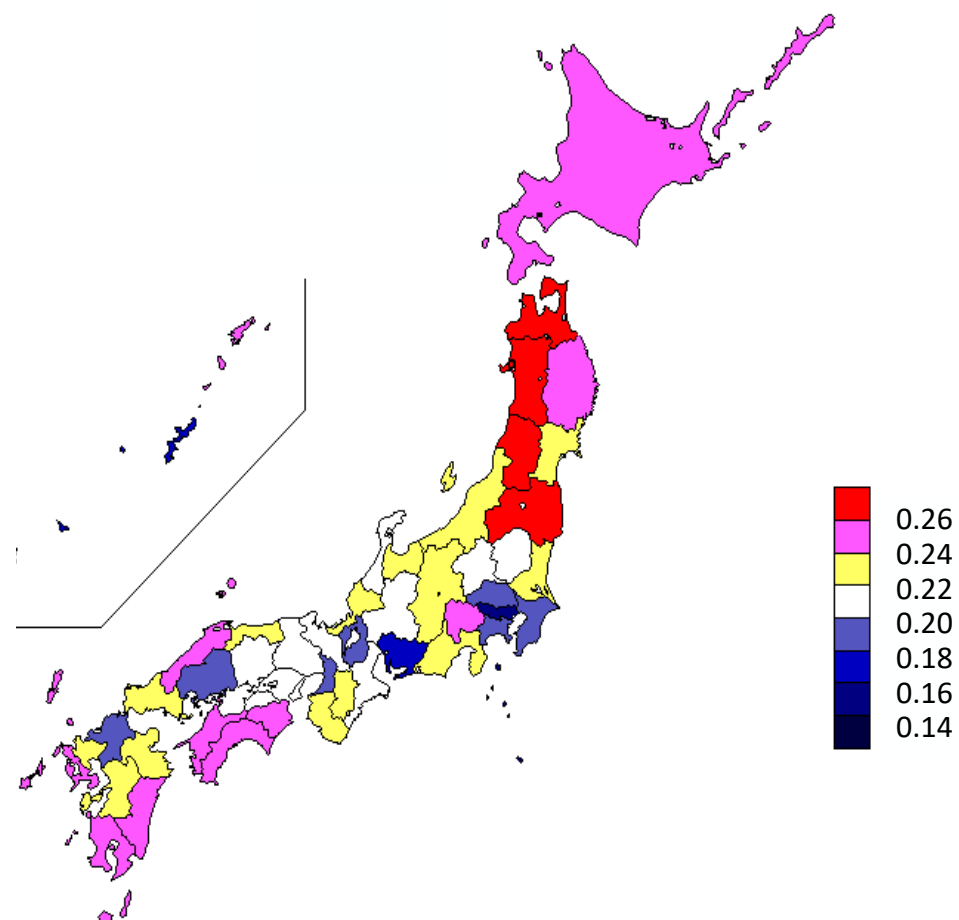


総人口における75歳以上の割合

2025年

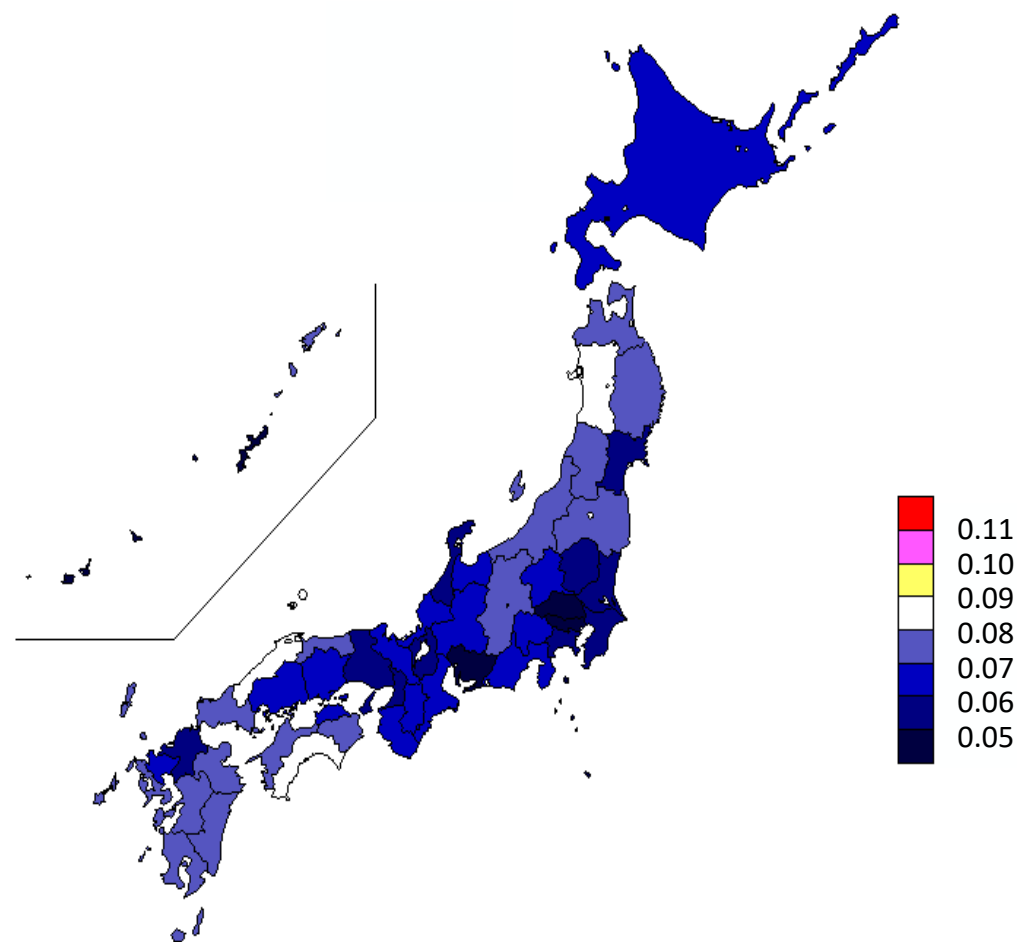


2040年



総人口における85歳以上の割合

2025年



2040年

